外 貨 普 通 預 金 規 定

第 1 条．取扱店の範囲
この預金の預入れまたは払戻しは、口座開設店に限り取扱います。

第 2 条．STATEMENT（外貨普通預金照合表）の発行
(1)この預金は通帳の発行はいたしません。
(2)この預金の取引明細は、移動があったときには翌月に「外貨普通預金照合表」を送付しますので、別に交付した「外貨普通預金専用通帳」に綴じ込んで保管してください。

第 3 条．預金の預入
この預金に入金できるものは次の通りです。なお、入金可能な外国通貨の種類は、当金庫所定の通貨とします。
(1)円貨を対価として、当金庫から買い入れた外貨。
(2)外国通貨現金。
(3)買取または取立のうえ決済を確認した外貨建手形。
(4)為替による振込金(外国からの振込も含む)。但し、この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

第 4 条．預金の払戻
この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印のうえ提出してください。

第 5 条．外国通貨現金による払戻
この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも当金庫の都合により当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

第 6 条．利息
この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を１通貨単位として、毎年２月と８月の当金庫の所定の日に、当金庫の定める毎日の外貨普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

第 7 条．相場・手数料
(1)この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当金庫所定の為替相場により換算します。
(2)この預金口座と同一の通貨を受け入れる、または、支払う場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。

第 8 条．届出事項の変更等
(1)印章を失ったとき、または、印章、署名取引の場合の署名、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
(2)印章を失った場合の、この預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第 9 条．印鑑照合等
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 10 条．反社会的勢力との取引根絶
この預金口座は、第 12 条の第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条の第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第 11 条．取引の制限等
(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
(2)前項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
(3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
(4)1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
(5)前 4 項により、取引が制限された場合についても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当金庫が認める場合、当該取引の制限を解除します。

第 12 条．　解約等
(1)この預金口座を解約する場合には、口座開設店に申出てください。
(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②この預金の預金者が下記 第 15 条の第 1 項に違反した場合
③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用されまたはそのおそれがあると認められる場合
④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
⑤法令で定める本人確認等における確認事項、および第 11 条第 1 項で定める当金庫からの通知による各種確認や提出された資料が偽りである場合
⑥第 1 号から第 5 号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
⑦第 11 条第 1 項から第 4 項までの定めに基づく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合
(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

(4)この預金は、最終の預入または払戻しから 10 年間利息決算以外の入出金がない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも、同様にできるものとします。
(5)前記 第 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第 13 条. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 14 条. 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前記第 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
(4)前記 第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
(5)前記 第 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 15 条. 譲渡、質入れ等の禁止

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第 16 条. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)この預金は当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書と届出の印章(または署名) により記名押印して提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前記 第 2 項第 1 号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
③前記 第 2 項第 1 号 による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
(4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 17 条. 規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条. 準拠法、裁判管轄権

(1)この預金取引の準拠法は日本法とします。
(2)この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

２０２０年４月１日現在